

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定空家等の所有者等への助言又は指導及び勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		空家等対策の推進に関する特別措置法
条 項		第 22 条第 1 項及び第 2 項
所 管 課		環境局 環境共生部 環境総務課（電話：048-829-1325）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (法第 2 条第 2 項で定義する特定空家等の所有者等に対し、法第 22 条第 16 項による指針に基づき、法第 22 条第 1 項及び第 2 項に従い処理している。)
	備 考	